

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」への意見

1. 意見提出者 連絡先

- ・団体名：気候ネットワーク（※本件は団体としての意見です）
- ・所属：代表
- ・氏名：(代表者) 浅岡美恵
- ・団体所在地：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号
- ・電話番号：075-254-1011
- ・メールアドレス：tokyo@kiconet.org

2. 提出意見内容

<意見 1>

該当箇所：全般（前文など）

意見内容：今回の「論点整理（案）」は、進行している地球温暖化／気候変動への危機感が弱い。IPCC 第4次評価報告書を踏まえ、工業化前から2℃の気温上昇がもたらす地球規模での悪影響を認識し、危機感を持って、第1約束期間（～2012年）と長期的な削減を見通した実効性のある政策を速やかに実行すべきである。

<意見 2>

該当箇所：「1. 現状認識」「(1)我が国における温室効果ガス排出量の状況」

意見内容：CO₂排出の現状について見ると、電力配分後で発電所と工場など（エネルギー転換・産業部門・工業プロセス）は45.8%を占める。電気の排出を産業・オフィス・家庭に分けずにエネルギー転換でまとめれば（直接排出、条約の統計（インベントリ）での国際標準）、エネルギー転換・産業部門・工業プロセスは64.5%になる。排出量の状況ではまずこの事実について確認する必要がある。

<意見 3>

該当箇所：「1. 現状認識」「(1)我が国における温室効果ガス排出量の状況」

意見内容：排出量の増減は、生産量や世帯数・輸送量などの「活動量」の増減に左右される。産業の生産量は鉱工業生産指数（製造業11P）で見て1990年から横這い（0.9%増）なのに対し、業務・家庭・運輸旅客は床面積（37.2%増）・世帯数（22.3%増）・旅客輸送量（8.7%増）とも大幅増となっている。これに触れずに、ただ「産業は減った、他は増えた」と書くのは適切でない。部門別の排出量の変化は、活動量の増減に対してどう変化したのかを分析し記すべきである

<意見 4>

該当箇所：「1. 現状認識」「(1)我が国における温室効果ガス排出量の状況」

意見内容：排出増の大きな要因として電力における石炭火力発電所の急増がある。電気事業者の石炭火発のCO₂排出量は1990年以降3倍になり、日本全体の排出量を1割押し上げた。これによる電力のCO₂排出原単位の悪化は、需要側各部門、特に電力の割合が大きい民生部門（業務・家庭部門）の排出増の一因となっている。これらの点を記すべきである。

<意見 5>

該当箇所：「1. 現状認識」「(1)我が国における温室効果ガス排出量の状況」

意見内容：代替フロン等3ガスについては、現行の目達計画の2010年度の目標が今から3倍増を容認する極めて緩いものとなっていることに触れるべきである。

<意見6>

該当箇所：「1. 現状認識」「(2)現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況」

意見内容：経団連自主行動計画について、実績や見通しの根拠となるデータ等が十分に開示されていないことを記すべきである。

<意見7>

該当箇所：「1. 現状認識」「(2)現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況」

意見内容：自主行動計画については現状認識が示されていないが、次のような現状認識を記すべきである。排出の多い2業種（電力・鉄鋼、直接排出で日本の3分の1、自主行動計画の半分以上を占める）が目標を国内達成することが絶望的と見られること、他にも少なからぬ業種でエネルギー効率が1990年よりも悪化、大半が省エネ法で求めるエネルギー効率改善の努力目標が未達成であるなど、対策が極めて不十分なことが明らかになった。また、個別工場の効率分布や削減余地については何も明らかにならなかった。「論点整理（案）」がこれら大口の進捗について沈黙しているのは問題であり、省エネ法目標を守れたのか、2010年の見込みとりわけ大口業種の総量見込みなどの、基本的な整理が必要である。

<意見8>

該当箇所：「1. 現状認識」「(3)マクロ情勢の変化」

意見内容：今後の作業は日本経済成長率が1.1%か1.2%か、というマクロ情勢の細かな分析をするよりも、またマクロの大雑把な話よりも、業種ごとのミクロな分析が必要である。また、経済成長率だけでなく、世帯数の増加、床面積の増加の見通しについても加えるべきである。

<意見9>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(1)自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策」

意見内容：自主行動計画の部分に日本のCO₂排出量の3分の2が入っており、この強化なくして日本の排出削減は進まない。業界毎に護送船団で現状維持ではなく、エネルギー効率を改善させトップランナーに合わせて行くべきであり、個別の工場ごとの効率や削減余地について抜本的に点検する必要がある。

<意見10>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(1)自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策」

意見内容：目標指標及びその目標数値を業界団体において任意に定め、十分に情報が開示されていない経団連自主行動計画に依拠するのではなく、EUや米国東部・カリフォルニアで取り組んでいる事業所ごとに排出上限枠を定めた排出量取引制度、少なくとも政府と事業者との協定に速やかに移行させるべく、制度の具体化の検討に入るべきである。

<意見11>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(1)自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策」

意見内容：排出状況及び見通し、削減対策の投資効果、削減可能性についての情報開示が不可欠である。

<意見 12>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「①民生（業務・家庭）部門関連」

意見内容：毎日努力しなければ続かない削減対策よりも、大元の対策が重要である。家庭で言えば、断熱の悪い住宅を放置してその中での我慢を求めるのではなく、エネルギー効率の良い住宅が建築される政策が必要である。

<意見 13>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「①民生（業務・家庭）部門関連」

意見内容：建築物・住宅対策について「論点整理（案）」が掲げる対策は重要であり、国土交通省とともに具体化し、早期に実施すべきである。

<意見 14>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「①民生（業務・家庭）部門関連」

意見内容：「国民運動＝家庭で取り組む対策」と誤認させる記述をすべきでない。国民運動とは、温暖化防止（温室効果ガス排出削減）の重要性・緊急性を認識の上、すべてのセクターが目標を共有し、排出や対策の情報も共有して、連携して取り組むことである。産業部門の対策の重要性を後ろに隠したり、家庭部門での削減を個人の努力に矮小化させるものであってはならない。

<意見 15>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「①民生（業務・家庭）部門関連」及び「②運輸部門関連」

意見内容：自治体を中心となって、都市全体を見通した住宅・建築物、運輸部門対策が重要であり、実施に時間がかかり影響も長期にわたることから、早期に計画化し、実行できるよう自治体の権限を拡大すべきである。

<意見 16>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「②運輸部門関連」

意見内容：運輸では、燃費の悪い車を購入してアイドリングストップを励行するよりも、燃費の良い小型車の購入・使用が経済的に優遇される政策や、鉄道利用に移していく政策が必要である。

<意見 17>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「③産業・エネルギー転換部門関連」「(イ)産業部門における省エネ促進」

意見内容：中小事業所については環境マネジメントシステムを導入すべきである。

<意見 18>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「③産業・エネルギー転換部門関連」「(ロ)電力分野における取組」

意見内容：京都議定書目標達成計画に示されている87～88%という原発の設備利用率は、科学的・合理

的でなく、実現可能性が全くない。電力の CO2 排出原単位は需要側の各部門にも極めて影響が大きいので、直ちに現実的な設備利用率（せいぜい現状の 70%程度）に変更すべきである。そもそも、大きな環境負荷を生じる原子力を温暖化対策として推進することをやめるべきである。

<意見 19>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「③産業・エネルギー転換部門関連」「(二)新エネルギーに係る取組」

意見内容：固定価格買取制度など自然エネルギーを飛躍的に増加させる政策が必要である。

<意見 20>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「④代替フロン等 3 ガス関連」

意見内容：断熱材など代替フロンへの転換を中止して、代替フロン類の排出増加を回避すべきである。

<意見 21>

該当箇所：「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「⑤分野横断的事項」

意見内容：あらゆる部門・主体に CO2 削減の経済的インセンティブを与える炭素税（環境税）を、早急に導入すべきである。また、排出量の多い事業所を対象としたキャップ&トレード形の国内排出量取引制度について、導入を前提に制度の具体化の検討に入るべきである。

以上